

令和8年4月より

●介護保険料を算定する際の所得基準額の変更

介護保険料算定において、保険料段階の「第1段階」と「第2段階」および「第4段階」と「第5段階」を区分する所得の基準額が、809,000円から**826,500円**に変更となりました。
(☎32～33ページ)

令和8年8月より

●高額介護サービス費の自己負担における基準額が変更

高額介護サービス費において、個人の自己負担上限額の「15,000円」と「24,600円」を区分する所得の基準額が809,000円から**826,500円**に変更となりました。
(☎26ページ)

●介護保険施設を利用したときの食費の基準額が変更

介護保険施設を利用したときに負担する食費の基準額が1,445円から**1,545円**に変更となりました。
(☎25ページ)

●介護保険施設を利用したときの負担軽減における基準額が変更

所得の低い方が介護保険施設を利用したときに、食費・居住費が軽減される場合の「第2段階」と「第3段階①」を区分する所得の基準額が、809,000円から**826,500円**に変更となりました。また、「第3段階①」「第3段階②」に該当する方の食費と居住費の負担限度額が一部変更となりました。
(☎27ページ)

令和8年度介護保険料に限り

●令和7年度税制改正に伴う令和8年度介護保険料の算定の特例

令和7年度税制改正により給与所得控除の最低保障額が55万円から65万円に引き上げられましたが、介護保険事業の歳入歳出のバランスを保つため、令和7年度税制改正前の給与所得控除額を用いた所得にて介護保険料を算定します。
(☎33ページ)



もくじ

●介護保険制度のしくみ	4
●サービスを利用するには	6
サービス利用の流れ	8
ケアプラン作成からサービス利用までの流れ	10
●利用できるサービス	12
介護サービス	12
介護予防サービス	16
地域密着型サービス	18
福祉用具貸与・購入、住宅改修	20
介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）	22
●利用者負担について	24
居宅サービスの費用	24
施設サービスの費用	25
自己負担が高額になったとき	26
●介護保険料について	30
●地域包括支援センターについて	34
●相談窓口・お問い合わせ	36
●介護保険以外の独自サービス	39
●成年後見制度とは??	47